

但し組合員の三分の一以上の要求ありたる場合及び執行委員に於て必要と認めたる場合は、執行委員長は臨時大会を召集するものとす。臨時大会を召集し得ざるときは、拡大執行委員会を召集することを得。拡大委員会の構成は執行委員会に於て決す。

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

但し組合員の三分の一以上の要求ありたる場合及び執行委員に於て必要と認めたる場合は、執行委員長は臨時大会を召集するものとす。臨時大会を召集し得ざるときは、拡大執行委員会を召集することを得。拡大委員会の構成は執行委員会に於て決す。

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

執行委員会は執行委員の二分の一以上出席するに非れば開会することを不得す。
第三 常任委員会
常任執行委員会は、本会常務の執行機關にして、又特に緊急を要する場合は執行委員会に代りて審議決行す。
但しこの場合は次期執行委員会の承認を経ることを要す。
常任委員会は、常任執行委員長、書記長及び常任執行委員若干名を以て構成し、常任執行委員長は執行委員長の兼任を召集す。
常任執行委員長は執行委員長の兼任を兼ね、常任執行委員は執行委員会に於て互選す。
第四 本部
本部は執行委員長(常任執行委員長)書記長、執行委員(常任執行委員)及部員書記を以て構成し、次の部門を置く。
一 争訟部 二 組織部 三 教育出版部 四 政治部 五 調査部
六 産業部 七 婦人部 八 財務部
執行委員長は本会を代表し、本会一切の事務を総理す。書記長は執行委員長を補佐して会務にあたる。
書記は本会の事務を掌り、執行委員会を常任執行委員会に於て發言権を有す。書記任命罷免は執行委員会之を行ふ。
部門に部長一名、部員若干名を置く。部長は執行委員会之任免により、常任執行委員長及常任執行委員之に當る。